

○豊中市伊丹市クリーンランド会計管理者事務 の専決に関する規程

制定 平成19年4月1日 会計管理者訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、会計管理者の権限に属する事務の専決について必要な事項を定めることを目的とする。

(指定会計職員の専決事項)

第2条 次の事項は、会計事務に従事する職員のうちから、あらかじめ会計管理者の指定する職員（以下「指定会計職員」という。）が専決する。ただし、異例又は重要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 報酬，給料，職員手当等（期末手当・勤勉手当及び退職手当を除く。）及び賃金並びに共済費及び旅費の支出に関すること。
- (2) 光熱水費，通信運搬費の支出に関すること。
- (3) 1件20,000円未満の交際費又は食糧費の支出に関すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか，1件500,000円未満の支出に関すること。
- (5) ごみ処理施設使用料の過誤納金の還付に関すること。
- (6) 流用，更正，振替，調定通知書及び戻入命令の処理に関すること。
- (7) 会計帳簿に関すること。

(代決の禁止)

第3条 指定会計職員の専決できる事項について、指定会計職員が不在のときは会計管理者の決裁を受けなければならない。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。